

林業・木材産業における 適正取引推進ガイドライン

令和 7 年 11 月策定

林野庁

林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン

目 次

第1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

- 1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的 1
- 2. 適正取引推進ガイドラインの内容 4

第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

■見積り・受注

- 1. 一方的な取引価格の決定 11
- 2. コストが適正に反映されない価格決定 14
- 3. 通常支払われるべき対価よりも著しく低い価格による取引 16

■納品・支払

- 4. 受入制限・受領拒否 18
- 5. 一方的な発注の取消し、減額 20
- 6. 協力金、協賛金等の負担 22
- 7. 振込手数料の負担 24
- 8. 配送費用の負担 26
- 9. システム利用料の徴収 29
- 10. 支払期間の長期化 31

■発注者からの要請

- 11. 使用資材の購入強制 33
- 12. 役務等の提供 35
- 13. 納品後のクレーム対応 37

■その他

- 14. その他留意すべき事項 39
 - (1) 製造委託等取引の該当性について（流通業者が介在する取引） 39
 - (2) 支払方法について 40
 - (3) 営業秘密の取扱について 40
 - (4) 契約条件の明確化と書面交付について 41
 - (5) 事業継続に向けた取組について 41
 - (6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善 41
 - (7) 自然現象による災害等への対応に係る留意点 42

第3章 望ましい取引形態の確立に向けた取組

1. 望ましい取引形態の確立に向けた基本的な考え方 43
2. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要 ... 44
3. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用 44
4. ガイドラインの活用パターン 45
5. その他 46

参考資料

- (1) 取引かけこみ寺事業について 48
- (2) 「取適法に関する運用基準」について 48
- (3) 中小受託取引適正化法テキスト 48
- (4) 受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく「振興基準」 ... 48
- (5) 「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」(概要及びベストプラクティス) 49
- (6) 価格転嫁・価格交渉の状況や取引の実態把握のための、林業・木材産業事業者等に対するアンケート調査結果..... 49

第1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的

(1) 適正取引推進ガイドライン策定の背景

① 価格転嫁・取引適正化の推進の必要性

我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」の実現に向けて、重要な局面を迎えている。

これまで政府は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）を策定し、価格交渉促進月間の継続的な推進や取引実態把握、課題のみられる事業者名の公表、さらには、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会。以下「労務費転嫁指針」という。）の策定やフォローアップなど、価格転嫁が行われる取引環境の整備に取り組んできた。

他方、春季労使交渉における賃上げ率は、令和6年以降、高い水準が続いているものの、近年の急激な物価上昇に対して十分とは言えない状況である。大幅な賃上げを継続し、中小企業や取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠となっている。価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げのみならず、投資の促進や、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がる、極めて重要な課題である。

このような中、令和7年には、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向けて、規制と支援を強化し、価格転嫁・取引適正化を徹底していくため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和7年法律第41号。令和7年5月23日公布、令和8年1月1日施行。）により、「下請代金支払遅延等防止法」（通称：下請法。以下「下請法」という。改正後は「製造受託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法。以下「取適法」という。）に題名変更。）及び「下請中小企業振興法」（改正後は「受託中小企業振興法」（略称：振興法）に題名変更。）が改正された。

② 林業・木材産業における価格転嫁・適正取引の推進

林業・木材産業においては、国内では、近年、森林資源の成熟に伴い、素材生産の形態が間伐主体から主伐主体へとシフトしつつあり、再造林の

重要性が高まっているが、物価高騰や人材不足の深刻化、安全対策の徹底等による各種コストの上昇が続く一方、住宅分野における木材需要の減少等により、再造林経費を含む必要なコストを価格に転嫁しにくい状況となっている。とりわけ、国産木材の取引におけるサプライチェーンの出発点である森林所有者にとっては、木材の販売収益だけでは再造林経費を賄えない状態が続いている。

輸入材に関しても、令和3年の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）以降、国際情勢の不安定化や為替の変動、産地の木材生産状況の変化等が続いており、輸入材の供給リスクは引き続き高まっている中であって、国産木材と同様、輸入コスト等の上昇分を価格転嫁することが難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に業界全体で取り組んでいく必要がある。

こうした中、林野庁では、木材取引の実態や価格転嫁・価格交渉の状況を把握するため、林業・木材産業事業者等に対するアンケート調査として、令和6年12月に「木材取引の現状について」（回答者数：218者）、令和7年6月に「価格転嫁・取引適正化に関する実態調査」（回答者数：776者）を実施した。

その結果、価格交渉・価格転嫁については、

- ・価格交渉・価格転嫁の実施状況は十分とはいえない
- ・サプライチェーンの下流側に行くほど価格決定力が高い傾向が見られる
- ・価格決定に当たって、森林の育成コストは意識されない傾向が強い
- ・受注者自らが価格交渉を行わない判断をしている傾向が強い
- ・価格交渉を行っている事業者ほど、価格転嫁できている傾向が強い
- ・価格交渉時にコスト上昇等のデータを整理している事業者は少ない
- ・コスト上昇等のデータを整備している事業者ほど価格転嫁できている傾向が見られる

ことが明らかになった。

また、取引の実態については、回答者の2割が、「発注者から不当に不利益を与えられた」と回答しており、「代金の支払遅延」や「買ったとき」、「代金の減額」等の法令違反のおそれのある具体的な事例も報告された。このことから、木材の取引においては、長年の取引慣行である等の理由により、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が一部に存在することが明らかとなった。

今回のガイドラインでは、法令遵守の下、企業努力により顧客ニーズに沿った商品提供の実現を目指す事業者が大半を占める中で、一部に価格転嫁を阻害する不合理な商慣習に基づき取引を行っている事例が存在する実状を踏まえ、関係する業界団体の御協力の下、林業・木材産業における特徴的な問題や望ましい取引実例（ベストプラクティス）を整理した。

（２）適正取引推進ガイドライン策定の目的

林業・木材産業における適正取引の推進を目指し、以下を目的に、適正取引推進ガイドラインを策定する。

① 木材の取引におけるコンプライアンス強化

アンケート調査の結果、各事業者において、代金の支払遅延や買ったとき、代金の減額等、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が見受けられることが明らかとなった。

本ガイドラインは、受注者、発注者双方の経営者、役員、調達担当、経理担当等に、特徴的な問題事例を提示し、できるだけわかりやすい形で法令の考え方を示すことにより、取引上の法令違反を未然防止する。

② 木材取引における受注者の経営努力が報われる健全な取引環境の整備

受注者の品質向上の努力が値決めに反映されないなど、事業者の意欲を削ぐような取引慣行を是正し、生産性の向上、品質の一層の向上につなげていく。

③ 木材取引における発注者の経営努力が報われる健全な取引環境の整備

事業者間の競争を制限して、いたずらに保護するのではなく、受注者側の経営努力、創意工夫、技術力向上等の意欲を削ぐような取引慣行を改善するとともに、ニーズに沿った商品を提供する発注者側の経営努力の意欲を削ぐことがないよう、必要に応じてガイドラインの改訂も行いつつ、双方が公正な競争条件において、円滑な取引が行われる環境を整備する。

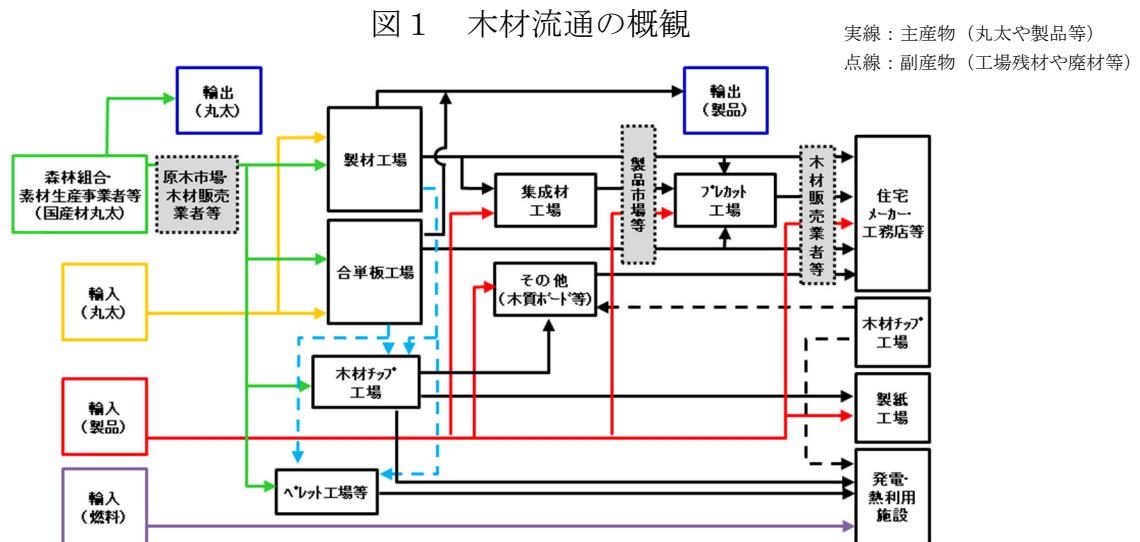
2. 適正取引推進ガイドラインの内容

(1) 基本的な考え方

林業・木材産業は、森林を造成・保育し、立木を伐採して生産された原木を加工し、様々な木材製品を製造・販売する、多数の業界の集合体である。製材、集成材、合板、木材チップ等の多種多様な木材製品ニーズに対応するため、流通構造は、多くの事業者が関わる複雑なものになっている。

典型的な木材流通においては、まず、森林所有者が素材生産事業者へ立木の伐採を委託し、又は、素材生産事業者が森林所有者から購入した立木を伐採した後、用途に応じた長さに切断して原木を生産する。その後、原木は、原木市場や商社等の流通業者を介し、又は直接取引によって、製材工場や合板工場、木材チップ工場等の木材加工事業者へ販売され、当該加工事業者において、木材製品に加工される。その中には、製材に一次加工された後、集成材工場やプレカット工場等で二次加工されるものもある。このように加工・製造された木材製品は、通常、製品市場や問屋、商社等の流通業者を介し、住宅メーカー、工務店、製紙工場、発電・熱利用施設等の実需者に供給され、最終的には住宅を始めとした建築物、紙・板紙、エネルギー等として消費者に利用される（図1参照）。

複雑な流通構造の各段階においては、売買や製造・加工委託などの様々な取引形態があるとともに、各事業者は、発注者、受注者どちらの立場にもなり得ることに留意する必要がある。



注1：主な加工・流通について図示。

2：点線の枠を通過する矢印には、これらを経由しない木材の流通も含まれる。また、その他の矢印には、木材販売業者等が介在する場合が含まれる。

3：原木市場・木材販売業者等を経由する矢印には、原木市場・木材販売業者等が商流のみを担い、原木は伐採現場から製材工場等へ直送されるものも含まれる。

4：製材工場及び合板工場から木材チップ工場及びペレット工場等への矢印（水色点線）には、製紙工場、発電・熱利用施設が製材工場及び合板工場から直接入荷したものが含まれる。

資料：林野庁作成。

本ガイドラインは、これらの事業者及び取引関係のうち、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）及び取適法（※）が適用されるものを想定して記述している。両法の基本的な考え方のうち、本ガイドラインの前提となる重要な考え方は以下のとおりである。

※ 1.（1）①に記載のとおり、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により、下請法は取適法に改正され、規制の適用対象となる取引が拡大されるとともに、禁止行為が追加された。また、下請中小企業振興法は受託中小企業振興法に改正された。改正法が令和 8 年 1 月 1 日に施行されることを踏まえ、本ガイドラインは、取適法及び受託中小企業振興法の内容に即して記述することとした。

なお、取適法は、令和 8 年 1 月 1 日以降に発注された取引から適用され、それ以前に発注された取引については、改正前の下請法が適用される。

① 独占禁止法における「優越的地位の濫用」について

公正かつ自由な競争の促進を目的とする独占禁止法は、資本金や従業員数の多寡にかかわらず民間事業者間における全ての取引を対象としている。優越的地位の濫用とは、独占禁止法に規定される不公正な取引方法の一つであり、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることをいう（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号）。

優越的地位とは、自己にとって、当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請等が著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であるとされている。

また、その判断に当たっては、委託者に対する受託者側の取引依存度、委託者の市場における地位、受託者にとっての取引先変更の可能性、その他当該受託者と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮されることとされている。

② 取適法における規制対象について

取適法では、対象取引を委託事業者及び中小受託事業者の資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数（以下「資本金等の額等」という。）と取引の内容によって定めており、一定の資本金等の額等の組合せに

より、委託事業者が中小受託事業者に対して製造委託等をするケースを規制対象としている（図2参照）。

取適法の適用対象となる取引は、同法第2条に規定されており、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和7年10月1日公正取引委員会事務総長通達第13号。令和8年1月1日施行。以下「取適法に関する運用基準」という。）第2柱書では、「委託」の定義について、「事業者が、他の事業者に対し、その給付に係る仕様、内容等を指定して一定の行為を依頼すること」とされている。

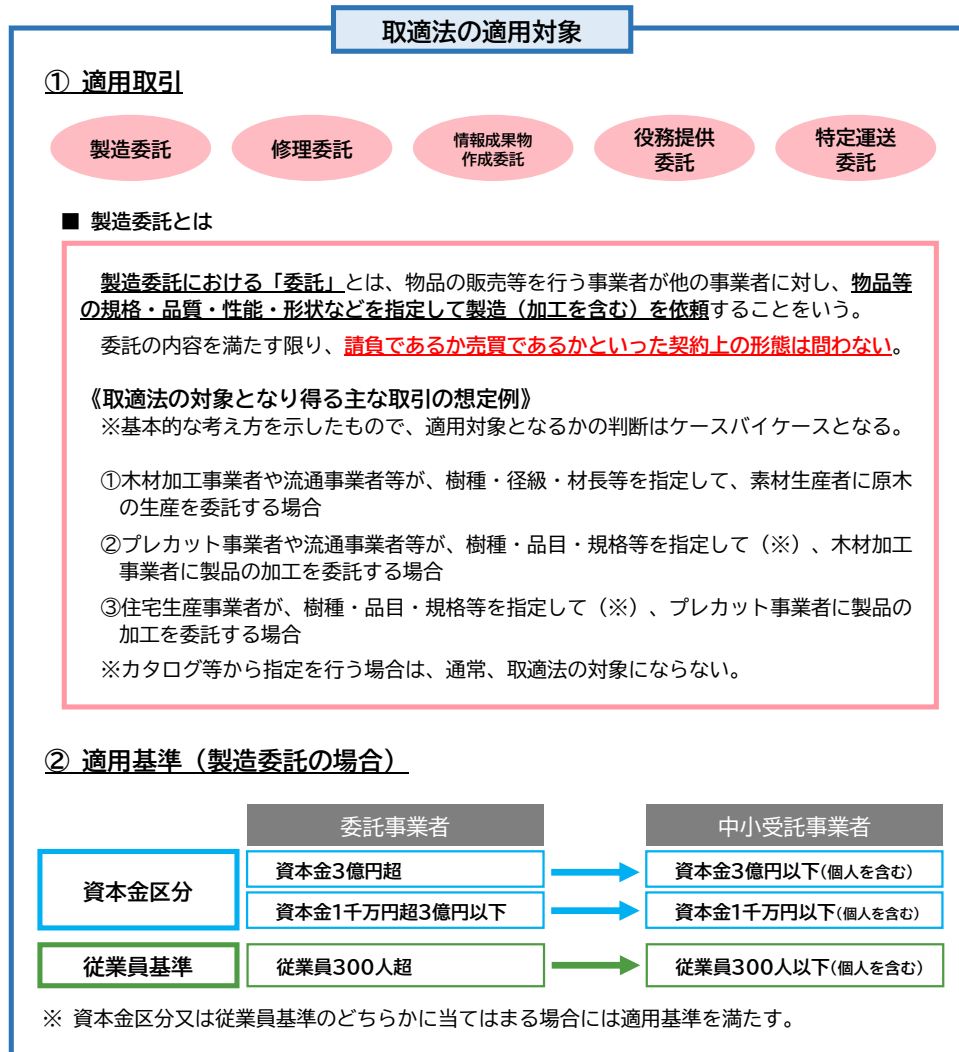
「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

製造委託における「委託」とは、「物品の販売等を行う事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造（加工を含む）を依頼すること」とされている。この内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わないことに留意が必要である（図2の「① 適用取引」参照）。

また、製造委託の対象となる「物品」の定義について、改正前の下請法に関する運用基準（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（令和6年5月27日公正取引委員会事務総長通達第4号））においては、第2の1の（3）により、「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。」と規定されていたが、今般の法改正に伴い、取適法に関する運用基準により、「物品」とは、有体物をいう。」と変更された。これにより、例えば、これまでは、建築事業者が建物を構成する資材・部材（木材を含む。）の製造を委託する取引が下請法の対象となるかが必ずしも明確ではなかったが、そのような取引が取適法の対象となることが明確化された。

なお、木質バイオマス発電事業者が、発電のための燃料に用いる木質チップ等の製造を委託する取引は、熱や電気が「有体物」ではないため、当該木質チップ等も、委託事業者（木質バイオマス発電事業者）が業として販売する物品又は製造や修理を請け負う物品に該当せず、委託事業者が使用し又は消費する木質チップ等の製造を自ら業として行っていない限り、取適法の対象外となる。他方、独占禁止法の対象であることには留意が必要である。

図2 取適法の適用対象



③ 取適法における委託事業者の義務・禁止行為について

取適法の適用対象となる取引では、委託事業者に次の4つの義務及び11項目の禁止事項が定められている。

【委託事業者の義務事項】

(ア) 発注内容等を明示する義務（第4条）

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、委託代金の額、支払期日、支払方法等）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示する義務がある。なお、電磁的方法による明示については、原則として、中小受託事業者からの承諾がなくとも実施することが可能である。

ただし、試作品の製造、修理委託等、事前に具体的な製品委託等代金を明示することができない場合は、製品委託等代金の算定方法を正式単価の

代わりに記載し、代金の具体的な金額を確定した後、速やかに、中小受託事業者に明示する方法が認められている。この他にも明示事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載できない事項がある場合は、これらの未定事項以外の事項を明示した上で、内容が決まり次第、直ちに当該未定事項を明示する方法が認められている。

(イ) 取引に関する書類等を作成・保存する義務（第7条）

製造委託等に係る取引が完了した場合、委託事業者は給付内容、製造委託等代金の額等、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられている。委託事業者の違反行為に対する注意を喚起するとともに、迅速、正確な調査や検査に資することを目的としている。

(ウ) 支払期日を定める義務（第3条）

不当な支払期日の変更、支払遅延により、中小受託事業者の経営が不安定になることを防止するため、委託事業者は、検査をするかどうか問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、製造委託等代金の支払期日を定めなければならない。

(エ) 遅延利息を支払う義務（第6条）

委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われるまでの期間、その日数に応じ中小受託事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務がある。

【委託事業者の禁止事項】

(ア) 受領拒否（第5条第1項第1号）

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること。発注の取消し又は納期の延期により発注時に定められた納期に納品物を受け取らない場合も、原則として受領拒否にあたる。

(イ) 製造委託等代金の支払遅延（第5条第1項第2号）

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないこと。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、支払期日までに支払わなければ支払遅延となる。

また、①手形を交付することや、②電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止される。

(ウ) 製造委託等代金の減額（第5条第1項第3号）

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額すること。協賛金の徴収、原材料価格の下落等、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されている。

なお、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くことは、減額に該当する。

(エ) 返品（第5条第1項第4号）

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること。受入検査時に直ちに発見することができる不適合があった場合には、受領後速やかに返品することは認められる。また、直ちに発見することのできない不適合があった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められる。

なお、委託事業者が受入検査を省略する場合等には返品することは認められない。

(オ) 買いたたき（第5条第1項第5号）

発注する物品等に通常支払われる対価に比べ、著しく低い製造委託等代金を不当に定めること。通常支払われる対価とは、同種又は類似の物品等の市価等をいう。製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に協議の上、定めることが必要である。

(カ) 購入・利用強制（第5条第1項第6号）

中小受託業者に発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させること。

(キ) 報復措置（第5条第1項第7号）

委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁長官又は事業所管大臣に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止等、不利益な取扱いをすること。

(ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済（第5条第2項第1号）

委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払期日より早く、原材料等の対価を支払わせること。

(ケ) 不当な経済上の利益の提供要請（第5条第2項第2号）

委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金の提供、従業員の派遣要請等が該当する。

なお、運送に係る役務提供委託等をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし等）を提供させることも、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

(コ) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第5条第2項第3号）

中小受託事業者に責任がないのに発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせたりする場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないこと。

(サ) 協議に応じない一方的な代金決定（第5条第2項第4号）

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金を決定すること。

(2) 適正取引推進ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、以下のとおりである。

第1章は、本ガイドライン策定の背景、目的及び本ガイドラインの概要を整理している。

第2章は、アンケート等に基づいて把握した事例のうち、独占禁止法又は取適法において問題となり得る事例を示している。また、この事例は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）、「取適法に関する運用基準」等に鑑みて、独占禁止法及び取適法において留意すべき点を整理している。

第3章は、望ましい取引形態の確立に向けた基本的な考え方、適正取引の推進に向けた本ガイドラインの活用等について整理している。

第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

適正取引推進上の問題や望ましい取引形態について、アンケートにより把握した取引事例等を基に、以下のとおり、取引の各段階別（見積り・受注、納品・支払及び発注者からの要請）に類似の事例を13の項目に分類し、項目ごとに、問題となり得る事例、関連法規（独占禁止法及び取適法）の留意点、望ましい取引の在り方及び望ましい取引実例を整理した。

なお、本章で取り上げる問題となり得る事例、望ましい取引実例は例示であり、取引には様々な背景により問題事象が生じている。よって、違法性があるか否かについては、実際の個別の取引実態に即した十分な情報を踏まえ、法的に判断する必要がある。

■ 見積り・受注

1. 一方的な取引価格の決定

（1）問題となり得る事例

- 受注者がコスト上昇分を取引価格に転嫁するため、発注者に価格交渉を申し入れたが、価格の見直しができない合理的な理由の説明がなく、一方的に従前の価格での取引を行うことが決められた。
- これまで、輸送費込みの単価で取引を行っていたが、輸送コストが上昇傾向であることを踏まえ、受注者から、輸送費と製品代を分けて取引することを提案した。しかし、協議に応じてもらえることなく、従前の輸送費込み単価で取引された。
- 製品加工の見積依頼があり、仕様に合わせて見積書を作成・提出したところ、正式に発注があった。受託後、発注者の都合により、当初の発注内容から仕様が変更となり、受注者は、それに対応するため、材料の追加加工等が生じたにもかかわらず、発注者からは、社内の支払基準等を理由として、見積書の金額分のみ支払われた。

（2）関連法規の留意点

原材料価格、労務費、輸送費等のコストが大幅に上昇したため、受注者が単価の引上げや、コスト実態を取引価格に適切に反映するための価格算定方法や支払形態の見直し等を求めたにもかかわらず、発注者が、無視や拒否、回答の引き延ばし等により協議に応じなかったり、単価等の具体的な理由や根拠を説明しなかったりするなど、一方的に代金を決定することは、取適法第5条第2項第4号の「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する。

また、このとき、一方的に従来どおりに単価等を据え置くことは、同条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。

さらに、受注者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注者が受注者に対して費用を負担せずに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しをさせたりすることは、同条第2項第3号の「不当な給付内容の変更・やり直し」に該当するおそれがある。

加えて、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「取引の対価の一方的決定」等に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

原材料価格、労務費、輸送費等の値上がりに伴うコスト増に対応するため、経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、受注者と発注者が十分に協議を行い、合理的な取引価格を設定することが望ましい。委託の場合には、あらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

また、合意がない事項については、外的要因によるコスト増加の状況について検討を行った上で、適切な転嫁がなされるよう、受注者と発注者が十分に協議を行うことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【合理的な根拠を持って発注者側と交渉を行った例】

- 原材料価格等の大幅な変動に当たり、製品の原材料比率や市況データ、労務費データなどの根拠を示して交渉した結果、コスト上昇分の価格転嫁が認められた。
- 原材料価格上昇に伴い、前年までの相場や直近の市況データ等を踏まえ、継続的な価格上昇傾向にあること、現行の取引価格では赤字になることを、関連データを基に発注者に伝えた上で交渉した結果、取引価格の上昇につながった。
- 小口運搬について特に輸送費用が上昇していることを、運送委託先の運賃表などを用いて示した結果、輸送費について、製品代金と分けて支払われることが認められた。

【コスト等を示して、適切な価格設定を実現した例】

- 受注者が、発注者による一方的な取引が行われないう、原材料費や輸送費等の内訳を基に発注者と価格交渉を行い、合意内容を書面で取り交わした。
- 受注者と発注者間で、持続的な木材供給に向けた再生林の必要性や、必要となる森林育成コスト等の情報を共有することで、再生林費用を織り込んだ価格で取引を行うことを双方で合意することができた。

【取引価格について継続的に交渉を行っている例】

- 原材料費や輸送費等が増加傾向にあることを受けて、市況の推移に関するデータ等に基づき、取引価格について継続的に交渉を行うことで、発注者による取引価格の改定につながった。

【発注者側から見直しの提案を行っている例】

- 発注者側が、定期的買取価格の見直しを行っており、発注者から、原材料価格を踏まえたおおむね合意できる内容を提示されている。
- 発注者側が、3か月に1回、受注者側との取引価格及び納入量の調整に関する会議を行っており、当該会議において受注者側からコスト上昇を踏まえた価格を提案することできる。
- 発注者側が、3か月間の平均為替レートを用いて、定期的に価格改定を行う仕組みを導入している。

2. コストが適正に反映されない価格決定

(1) 問題となり得る事例

- 受注者と発注者間の合意の上、資材費や加工費（労務費を含む。）、輸送費などの経費をまとめた単価での取引（例えば、住宅生産業者とプレカット業者間での坪単価による取引等）が行われていたところ、発注側の設計変更等により想定よりも使用材料が大幅に増えたにもかかわらず、当初取り決めた単価に含まれる経費の内訳が明確でなかったため、当該単価による代金が支払われた。
- 受注者と発注者間の合意の上、輸送費込みの単価で取引を行っていたところ、発注者の都合で小口運搬が必要となり、当初の発注時よりも輸送費が大幅に掛かり増しとなったにもかかわらず、当初取り決めた単価による代金が支払われた。

(2) 関連法規の留意点

資材費や加工費、輸送費等の複数の経費要素がまとめられ、特定の単位で取引される場合、各コストの変動や案件に応じて必要とされる技術力等が単価に適切に反映されず、単位数量（例えば、坪数等）のみを基準とした価格が設定されることがある。発注内容に対応するため、受注者が必要とした工数やコストの増加などを考慮せずに代金を定めることは、取適法第5条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。

また、受注者の責めに帰すべき理由がないのに、受注者が要した費用を負担せずに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しをさせたりすることは、同条第2項第3項の「不当な給付内容の変更・やり直し」にも該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「取引の対価の一方的決定」等に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

品質や原価、労務費、物流費等の条件を加味しながら、受注者と発注者が十分に協議を行い、明確な算定根拠に基づいて合理的な製品単価を設定することが望ましい。また、あらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

その際、原材料、加工費、物流費等の経費を切り分けて価格設定することも望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【コスト等を示して、適切な単価設定を実現した例】

- コスト等が適切に反映されるよう、発注者と受注者で十分協議の上、原材料費、加工費、輸送費等の内訳を基に価格決定し、各経費が上昇した場合の運用についても双方合意の上で取り決め、合意内容を書面で取り交わした。

【合理的な根拠を持って発注者と交渉を行った例】

- 受注者において、経費の積上げから算出した金額と発注者から求められた取引価格を精査し、積上経費を基に価格交渉を行った結果、両者が納得できる取引価格で合意することができた。

【伝票を確認することで追加支払いを求めた例】

- 受注者において、仕入伝票を入念に確認し、追加で必要となった資材量分の材料費及び加工費も含めて請求した。

【発注者側において、適切な単価設定を行っている例】

- 坪単価での取引に当たり、発注者側が、使用した木材材積を考慮した単価により、受注者への支払金額を決定している。
- 発注者側が、受注者に対して坪単価に含まれる資材費、加工費、輸送費などを明確にした上で、取引単価を協議する場を提供し、その結果、双方で納得のいく単価で合意することができた。

3. 通常支払われるべき対価よりも著しく低い価格による取引

(1) 問題となり得る事例

- 発注者が、品質・ロット等の異なる他社との取引事例を引き合いに出し、受注者の見積り価格よりも大幅に低い価格への値引き要求を受け、受注者は、今後の取引を考慮して応じざるを得なかった。

(2) 関連法規の留意点

発注者が、品質やロット等の前提条件が異なるにもかかわらず、他社の安価な価格だけを引き合いに出し、受注者と十分な協議を行わず代金を決定することは、取適法第5条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。

また、労務費や原材料価格、輸送費等が高騰している状況などにおいて、受注者から製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において受託者が求めた事項について必要な説明等を行わないなど、一方的に代金を決定することは、同条第2項第4号の「協議に応じない一方的な代金決定」に該当するおそれがある。

さらに、発注者が著しく低い対価での取引を要請し、受注側が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「取引の対価の一方的決定」に該当するおそれがあり、製造委託等に係る取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

受注者は、発注者から、前提条件が異なる他社の安価な価格を引き合いに出された際は、受注確保を優先するあまり、妥当性の検証を欠いた状態で取引に応じるのではなく、当該取引事例における金額の根拠を発注者に確認するとともに、品質や原価、物流費等の条件を加味しながら、受注者と発注者が十分に協議を行い、明確な算出根拠に基づいて合理的な取引価格を設定することが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【コスト等を示して、適切な価格設定を実現した例】

- 受注者が、発注者による一方的な取引が行われないう、原材料費や輸送費等の内訳を基に発注者と価格交渉を行い、合意内容を書面で取り交わした。

【合理的な根拠を持って発注者と交渉を行った例】

- 受注者において、経費の積上げから算出した金額と発注者から求められた取引価格を精査し、積上経費を基に価格交渉を行った結果、両者が納得できる取引価格で合意することができた。

【自社のマニュアルで対応基準を明確にしている例】

- 自社のマニュアルで対応基準を明確化し、発注者からの過度な要求には応じない姿勢を取るとともに、必要に応じて、従業員個人ではなく組織として対応することとしている。

【価格以外の PR により取引につなげた例】

- 受注者が、発注者に対して、特定メーカーの安値よりも長期に安定的に取引できる自社の供給体制をアピールし、受注者が提案した価格で取引を行うことができた。

■ 納品・支払

4. 受入制限・受領拒否

(1) 問題となり得る事例

- 受注者が、発注者からの発注内容に基づき、当該発注者の工場へ受注品を納入していたところ、発注者より、当月分の納入数量に達していないにもかかわらず、一方的に受入制限を行う旨の通知が届いた。
- 受注者が、受注品を納品しようとしたところ、発注者から指定された品質・規格に問題はなかったが、見た目が悪いこと（節の有無など）を理由に、一部の製品を返品された。発注者とは、納品に当たり、見た目に関する取決めはしていない。
- 受注者が、加工製品を施工現場に納品したところ、発注者から、「一部の製品が現場で不要になった」との理由で受領を拒否され、その分の製品代金も支払われなかった。

(2) 関連法規の留意点

受注者の責めに帰すべき理由がないのに、発注者の都合により一方的に、受注者に対し受入制限を申し入れることや、納品物の受領を拒否したり、一度受領した後に返品したりする場合は、取適法第5条第1項第1号の「受領拒否」や同項第4号の「返品」に該当する。

また、受注者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注者が受注者に対して費用を負担せずに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しをさせたりすることは、同条第2項第3号の「不当な給付内容の変更・やり直し」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「受領拒否」や「返品」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

納入量などの契約条件をあらかじめ双方合意の上で決定するとともに、当該条件を書面等において明示することが望ましい。中長期に渡る契約であるが、個別の取引に係る発注はその都度行われるような場合は、当該発注の度に書面等によって発注内容を明示することが望ましい。

なお、受注者としても、双方で合意した納入量等の遵守に努めるとともに、災害等により生産計画の変更等が生じた場合は、再度協議するなどの対応を行うことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【双方で在庫や生産情報等を共有している例】

- 発注者、受注者の双方が、発注者側の在庫状況や販売実績、受注者側の生産状況などについて、緊密に連絡を取り合うことで、取引量の確度を高めることができた。

【発注書面を提示して、契約どおりに受領された例】

- 発注者が、担当者の事務的ミスにより発注した品物があったが、受注者は、書面による発注が行われていることを先方に提示した上で、発注者に品物を引き取ってもらった。

【契約書にキャンセル時のルールを盛り込んだ例】

- 契約書に、契約成立後の取引のキャンセル時に、受注者に責任がない場合は、発注者が、受注者の負担する費用を支払うルールを盛り込んでいる。

5. 一方的な発注の取消し、減額

(1) 問題となり得る事例

- 受注者が、製品受注後、原材料を仕入れて製品加工の準備をしていたところ、発注者より、「販売製品の品質認証が取れない」との理由により、それまでに要した費用が支払われることなく、一方的に受注をキャンセルされた。
- 受注者と発注者間の合意の上、取引価格を決定し、受注製品の納品を行ったにもかかわらず、発注者が、販売製品の値下げを理由として、決定した取引価格から一部減額した金額を支払った。
- 発注者から受注者に製品加工の見積依頼があり、受注者の見積り提出後、発注者が正式に見積金額で発注を行った。その後、発注者と施主との間の値引調整を受けて、発注者が受注者に、当該値引額分を製品加工代金から減額して支払った。

(2) 関連法規の留意点

発注後に、発注者の一方的な理由により発注をキャンセルすることは、取適法第5条第2項第3号の「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当するおそれがある。

また、発注後に、受注者の責めに帰すべき理由がないのに、納品価格を一方的に引き下げることは、同条第1項第3号の「製造委託等代金の減額」に該当する。

さらに、発注後の納品価格の一方的な引下げは、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「減額」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

契約成立後のキャンセルについては、受注者の責めに帰すべき理由がない場合、発注者は、受注者が負担することとなった費用をすべて負担する必要がある。

また、発注者の都合により仕様の変更等が生じた場合や、それに伴う価格変更の必要が生じた場合には、あらためて当事者間で協議し、取決めを行うことが必要である。

なお、発注数量に合わせた生産が行われ、見込生産が余儀なくされないよう、両者合意の下、十分なリードタイムを確保した上で、発注数量や取引金額を書面等により明示することが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【キャンセル時の対応ルールの策定・共有化】

- 発注者と受注者の双方合意のもとでキャンセル時の対応ルールの定め、発注者によるキャンセルが生じた場合は、その理由を確認し、受注者の責めに帰すべき理由がない場合には、それまでの仕掛分だけは請求できることとした。

【在庫保証による対応ルールの定めた例】

- 特定の取引先から発注される製品は、通常とは異なる規格の原料を用いるため、一定以上の在庫を保有しなければ、取引先の納期に応えることができない。そのため、在庫を常に保有し対応しているが、途中でキャンセルが出ると、不良在庫となるため、キャンセルの場合は、在庫している原料の費用を負担してもらうルールとしている

【減額に関する運用を明確にしている例】

- 発注者からの一方的な減額が行われないう、「受注者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、取引価格の引き下げは行わない」とする合意内容を発注者側と書面で取り交わした。

【減額要請に対し、合理的な根拠を持って対応した例】

- 受注者が、製品の製造に要した経費を整理し、発注者からの一方的な減額要請には応じなかった。

6. 協力金、協賛金等の負担

(1) 問題となり得る事例

- 受注者に直接の利益がないにもかかわらず、発注者から経費の使途などの明示がないまま、安全協力費として、販売金額の○%に相当する額を徴収された。
- 発注者から、現場美化会費といった受注者にとって関係のない会費を徴収された。
- 発注者から、活動実績がないにもかかわらず、受注者の販売金額の○%に相当する額をイベント協賛金として差し引かれた額を支払われた。

(2) 関連法規の留意点

「協賛金」等の徴収は、

- ① 発注者と受注者との間で、負担額及びその算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていないものなど、受注者の利益との関係が明らかでない場合
- ② 発注者の決算対策等を理由とした協賛金等の要請等、受注者の直接の利益とならない場合

は、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。

また、受注者の責めに帰すべき理由がないのに、受注製品の販売に関する協力金や協賛金等として、製造委託等代金から一定金額を差し引いた額を支払う行為は、同条第1項第3号の「製造委託等代金の減額」に該当する。

さらに、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「協賛金等の負担の要請」や「減額」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

協賛金等を徴収するのであれば、それらの「経済上の利益」を提供することが受注した製品等の販売促進につながるものとして、受注者と発注者との間で十分な協議の下に合意がなされ、その算出根拠、使途、提供の条件等が明確になっていることが必要である。

また、必要経費が明確となるよう、売上代金から一律に差し引く形とするのではなく、売上代金とは別に徴収する形とすることが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【合意の下での料率決定と書面化した例】

- 事前に発注者と受注者が十分協議を行うことにより、受注者が協賛金を支払うことについて合意し、発注者が使用目的を明確にした上で、算出根拠とともに協賛金の料率を決定した。料率は、代金とは別に契約書に記載した。

【一方的な要請には応じないよう社内でルールを決めている例】

- 受注者が、協賛金等の要望に対しては、お互い納得できるメリットのあるものについては対応するが、明確な根拠のない一方的な要請には応じないよう、社内でルールを決めている。

7. 振込手数料の負担

(1) 問題となり得る事例

- 委託代金の支払に当たり、発注者から、支払金額から振込手数料分を差し引いた額が振り込まれた。
- 発注者から、売買契約時に、販売金額の支払に当たっては、振込手数料を差し引いた額での支払とするよう合意を求められ、受注者は、今後の取引を考慮して応じることとした。

(2) 関連法規の留意点

受注者との合意の有無にかかわらず、発注者が製造委託等代金を受注者の銀行口座へ振り込む際の手数を受注者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことは、取適法第5条第1項第3号の「製造委託等代金の減額」に該当する。

なお、この運用は、取適法に関する運用基準により、新たに取適法の禁止事項として整理された。令和7年12月31日までに発注され、改正前の下請法の対象となる取引において、振込手数料を受注者負担とする場合は、改正前の下請法の規定に基づき、発注者と受注者双方の合意を得た上で、当該合意内容を記載した書面を取り交わしておくことが必要となる。

また、振込手数料の受注者負担は、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「減額」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

製品等の受注に当たっては、発注者、受注者の双方で十分に協議を行い、支払条件（製造委託等代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項）について合意を得ておくことが望ましく、その際に、振込手数料は発注者が負担することについても確認の上、当該条件等を書面等により明示することが望ましい。

なお、取適法の対象取引においては、振込手数料については、発注者及び受注者の合意の有無にかかわらず、発注者自身が負担する必要がある。このことを含め、発注者は取適法についての理解を深めるとともに、受注者からも当該事項等について発注者に説明することがトラブル回避に有効である。

(4) 望ましい取引実例

【契約時に必ず発注者による振込手数料負担を確認している例】

- 受注者が、契約時には必ず、発注者が振込手数料を負担すべきことを発注者へ確認するルールとしている。

【見積書に振込手数料の負担者について記載している例】

- 受注者が、見積書等に、「支払時の振込手数料は発注者の負担による」ことを明記している。

8. 配送費用の負担

(1) 問題となり得る事例

- 受注者が、製造を委託された製品の納入に当たり、自社トラックにより指定された納入場所まで製品を配送したにもかかわらず、「配送はサービス」との認識のもと、発注者に支払を拒否された。
- 受注者が、発注者から指定された納入場所である施工現場まで、受注品を配送したところ、それぞれの使用場所まで運ぶよう求められ、2階への荷揚げも含めて対応したが、その分の経費は考慮されず、発注者から軒先渡し of 価格で支払われた。
- 受注者が、受注製品の配送をトラック事業者に委託して実施したところ、配送先で、トラック事業者が製品の発注者より、当初の契約内容にない積卸し作業まで行うよう求められた。後日、受注者が当該作業に係る経費をトラック事業者から請求されたため、発注者に運送委託代金の増額を交渉したが、発注者に支払を拒否された。

(2) 関連法規の留意点

配送費など、通常かかり得る費用が支払われず、納品時のサービスとして提供されることとした場合は、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」や同条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。

また、配送費用の負担については、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「その他経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

【特定運送委託について】

今般の法改正により、対象となる取引に「特定運送委託」が追加され、販売する物品等に係る取引の相手方に対する運送行為の委託も、取適法の対象となる。これにより、製造委託の受注者が、運送事業者に対して受注製品の運送を委託する場合、当該製造委託受注者は運送委託の発注者となり、当該取引は取適法の対象となる場合があることに留意が必要である。

また、この際、「取引の相手方に対する運送」とは、取適法に関する運用基準第2の1-5(3)において、「事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫

内作業等の附帯業務は含まれない。」とされており、運送役務と荷積み、荷下ろし等の役務は区別されていることに留意が必要である。

例えば、発荷主（運送委託の発注者、製造委託等の受注者）が運送事業者に対して、運送以外の役務の提供を求め、当該役務の内容が発注内容に含まれていない場合や、含まれていても価格に反映されていない場合は、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」や同条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。

この際、当該役務が、着荷主（製造委託等の発注者）の要請により、運送事業者が対応を余儀なくされて行ったものであっても、取引の実態に照らして、発荷主が経済上の利益の提供等をさせたといえる場合には、発荷主の行為が「不当な経済上の利益の提供要請」や「買ったたき」に該当するおそれがあることに留意が必要である。

（3）望ましい取引の在り方

納品時の配送に当たっては、1回の発送量や運搬形態、積卸し等の作業分担などをあらかじめ双方合意の上、取り決めておくとともに、配送経費について、当該条件を加味しながら、受注者及び発注者が十分に協議を行い、合理的な経費を設定することが望ましい。

また、受注者が受注製品の輸送を運送事業者へ委託する際は、受注者と運送事業者の双方合意の上、作業範囲を明確にした上で、当該作業に見合った委託代金を設定することが望ましい。

（4）望ましい取引実例

【契約書に明確に配送方法を明記した例】

- 取引価格の決定に際しては、受注者が発着地・納入頻度（回数）等を明確に提示した上で見積りを提出し、双方が発送量や積卸しの作業分担などについて合意の上で、配送料を決定している。

【配送費用が反映されるように価格設定を行っている例】

- 受注者が、発注者と価格表を取り交わす際に、あらかじめ配送距離や1回の配送量毎に異なる単価を定めている。
- 受注者が、配送距離や燃料単価等の因子から配送に係る経費を簡易に算出できる計算式を整備し、取引価格の見積りの際には、発注者へ、当該計算式から算出した配送費を別途計上して示している。

【配送方法の変更に伴い新規に費用の見直しを求めた例】

- 発注者の都合により納入場所が変更された場合には、受注者が、運送事業者から新規の運賃について改めて見積りを取り寄せ、それを基に発注者と協議の上、新たな取引価格を設定している。

【配送方法等の変更に伴い、発注者から費用の見直しを提案する例】

- 発注者の都合により、配送頻度、配送距離、配送時間等に変更があった場合には、受注者に増加した輸送コストについて再見積書を提出させ、十分な協議の上、増加した輸送コストを織り込んだ単価設定としている。

【発注者側がミルクラン方式(巡回集荷)により納品をピックアップする例】

- 受注者が輸送コストを負担しなくて良いよう、発注者がトラックをチャーターして各社に巡回させ、発注者の責任で製品をピックアップしている。

【発注者が短納期品の追加輸送コストを負担した例】

- 発注者の都合により、早急に少量の納品が必要となった場合には、発注者が追加発生する運送コストを負担することとしている。

9. システム利用料の徴収

(1) 問題となり得る事例

- 発注者の都合により、受注者が、納品指定日の連絡を施工状況等の管理に使用する現場管理システム上で行うこととされた。それに伴い、受注者が、発注者から当該システム利用料として、売上代金の1%を徴収されることとなった。
- 発注者の都合により、受注者が、支払手続を発注者が利用している受発注システムにより行うこととされた。それに伴い、本来、発注者が負担すべき保守費や発注情報の提供に要する費用も含めて、当該システムの月額利用料として徴収されることとなった。

(2) 関連法規の留意点

発注者が受注者に対して、納品指定日や支払方法等の情報を電磁的記録として提供を行うこととした場合に、

- ① システム開発費、保守費、発注情報の提供に要する費用等の本来発注者が負担すべき費用をシステム利用料として販売代金から徴収している場合
- ② システムの一部利用にかかわらず、その利用範囲を超えて利用料を徴収している場合
- ③ システムが稼働していないのにシステム利用料等を徴収するなど単にシステム利用料等の名目で徴収しているにすぎない場合

などについては、取適法第5条第1項第3号の「製造委託等代金の減額」や同法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。

また、発注者が受注者に対して、自社の指定する固有の情報システムや専用帳票での取引を要求することは、取適法第5条第1項第6号の「購入・利用強制」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「協賛金等の負担の要請」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

現場管理システムの開発費用や、発注者が使用する範囲のシステム利用料は、発注者が負担する必要がある。また、受注者のシステム利用が見込まれる場合は、利用範囲を明確にした上で、受注者が得る利益の範囲内で必要な料金を負担させなければならない。

(4) 望ましい取引事例

【双方合意の下で対応している例】

- 受注者は、取引開始の段階で、双方で、システムの内容や利用目的、利用範囲に見合った料金などを明確にし、合意した内容のみ、システム利用料を支払うこととしている。

【受注者が負担する費用を削減した例】

- 受注者が、発注者の使用するシステムは、発注者側の利便性向上のために導入されたものであると主張し、受注者の負担を無くしてもらった。
- 受注者が、システム利用料の負担を減らすため、システムの利用が納品指定日の連絡のみの発注者には、メールで連絡してもらうこととしている。

10. 支払期間の長期化

(1) 問題となり得る事例

- 発注者から、手形による支払があった。
- 受注製品の納品から 60 日を超えた後に、発注者から振込みにより受注金額の支払が行われた。
- 発注者側の支払手続の遅延を理由として、契約で定めた支払期日までに発注者から代金の支払がなかった。

(2) 関連法規の留意点

納品から 60 日を超える支払、手形による支払及び支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難な支払手段については、合意の有無にかかわらず、取適法第 5 条第 1 項第 2 号の「支払遅延」に該当する。

なお、手形による支払及び支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難な支払手段に関しては、今般の法改正により、新たに取適法の禁止事項として整理されたものである。令和 7 年 12 月 31 日までに発注され、改正前の下請法の対象となる取引において、手形による支払等を行う場合は、改正前の規定に基づき、納品から 60 日以内に行う必要がある。

また、契約で定めた支払期日に対価を支払わない場合や、著しい長期サイトの手形等、一般の金融機関において割引を受けることが困難な手形を交付する場合は、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号の「優越的地位の濫用」における「支払遅延」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

発注者の資金繰りについても留意し、双方合意の上、60 日を超えない範囲で出来る限り短い期間内に支払期日を定める。支払方法については、取適法の対象取引においては、手形による支払及び支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段以外の方法によるものとする必要がある。取適法の対象とならない取引においても、同様の取扱いとすることが望ましい。

また、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、中小受託事業者への支払方法の改善が進まない場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払化等）などを進めることが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【あらかじめ支払期日や支払方法を定めている例】

- 受注者が、見積り時に、支払期日及び支払方法を提示し、発注者の合意を得た上で契約を締結した。
- 発注者は、受注者への支払に当たり、60 日以内に現金で支払うよう社内の支払基準を統一している。

■ 発注者からの要請

11. 使用資材の購入強制

（１）問題となり得る事例

- 受注者が、発注者の都合により、発注者からの有償支給品について、必要以上の量を購入するよう求められた。その結果、余った資材を半年間保管することになり、保管料が掛かり増しとなったが、発注者から、当該費用の支払を請求したところ、受け入れてもらえなかった。
- 発注者からの有償支給品の中には、曲がりや反りなど、資材として使用できない不良品が一部混入していたが、不良品の返品を受け付けてもらえず、加工製品代金の支払の際には、発注者から、その分のロス率を考慮した掛かり増し経費を支払ってもらえなかった。

（２）関連法規の留意点

発注者の支給品と同等の品質・性能の物品を受注者が一般的に入手可能であるなど、製造物品の品質の維持等の正当な理由がなかったり、受注者が必要としていなかったりするにもかかわらず、発注者が指定する物品等を購入・利用させること（有償支給を含む。）は、取適法第５条第１項第６号の「購入・利用強制」に該当する。

また、受注者が発注者から加工する資材等を有償で支給され、その後、発注者の必要数に応じて都度、納入指示のあった数のみを加工、納入することを求められることがある。この際、発注者が一度に多量の資材を支給した場合に、受注者の責めに帰すべき理由がないのに、その分の代金をはじめに受注者に支払わせるなど、発注者が支給した資材の代金を、これを用いて製造等した製品の代金よりも早く受注者に支払わせることは、取適法第５条第２項第１号の「有償支給原材料等の対価の早期決済」に該当する。

さらに、有償支給に伴い生じた在庫管理に係る業務を正当な対価なく行わせたり、有償支給品に含まれる不良品に係る補填をしないことは、取適法第５条第２項第２号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。

加えて、独占禁止法第２条第９項第５号の「優越的地位の濫用」における「購入・利用強制」や「その他経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

（３）望ましい取引の在り方

発注者より、資材の購入・利用の要請があった場合は、当該資材と同等の品質・性能の物品を一般的に入手可能であるか、受注者が必要としていない

資材が含まれていないかなど、当該資材の購入・利用の合理性について、発注者及び受注者が十分に検討・協議することが望ましい。

有償での材料支給を行う場合は、製品の納入代金よりも先に、有償支給した資材の代金決済がされることのないよう、発注者は十分に留意する必要がある。例えば、製品代金の支払に当たっては、当面必要となる資材（例えば、当月分の加工資材）の量を明確にした上で、当該資材相当分の製品代金を先に支払うことが望ましい。製品代金から、相当分の資材代金を控除した額を支払うといった対応も有効である。

また、余剰資材ができるだけ発生しないよう、あらかじめ、受注者と発注者との双方で必要な資材量を確認しておくことが望ましい。やむを得ずトラック単位等での購入を行い、余剰分が発生する場合は、受注者及び発注者が十分に協議を行い、在庫管理等に必要な経費を明確にした上で、発注者が当該経費を負担することが望ましい。

さらに、受注者の責めに帰すべき理由がないのに支給された資材の在庫が一定期間を経過した場合は、発注者は当該在庫を一括して買い戻したり、当事者間の協議によって適切な補償を行ったりする必要がある。

支給された資材に不良品が含まれていた場合は、発注者は、受注者から速やかに返品を受けることが望ましい。

（４）望ましい取引実例

【あらかじめ余剰品の取扱いを明確にしている例】

- 受注者が、契約時に、発注者と協議の上、有償支給品の余剰分の保管主体、保管経費の分担、余剰分の支払時期などを決定している。

【有償支給品の納品時の対応を定めている】

- 受注者は、発注者からの有償支給品の納品時に必ず検収を行い、不良品があった場合には、発注者に返品に応じてもらうようルール化している。

12. 役務等の提供

(1) 問題となり得る事例

- 受注者が、発注者から、一方的に納期の短縮を指示され、納期に若干の遅れが発生した。納品時には施工現場の大工が既に引き上げていたため、受注者が現場施工まで行わされた。しかし、発注者から、現場施工に要した経費は支払われなかった。
- プレカット加工の受注時に、加工図の提供は含まれていなかったが、納品時に、発注者から当該図面を無償で提供させられた。

(2) 関連法規の留意点

発注者が、自己の業務の実行に当たり、受注者に対し、発注内容に含まれていない役務等の提供を求める場合がある。この場合にあって、受注者の利益との関係が明らかでない場合や受注者の直接の利益とならない場合、役務の提供や商品の無償提供の要請を行うことは、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。

また、受注者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注者が受注者に対して費用を負担せずに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しをさせたりすることは、同条第2項第3号の「不当な給付内容の変更・やり直し」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「その他経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

発注者が受注者に役務等の提供を要請する場合は、提供に係る受注者の労働力と利益との関係を明確にした上で、提供の条件について、双方であらかじめ合意するとともに、発注者が必要な費用を負担する必要がある。

また、受注者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、発注者がアルバイトなどを雇用することを含め、発注者側で対応することが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【追加作業等の費用が反映されるように価格設定を行っている例】

- 受注者が発注者と価格表（単価表）を取り交わす際には、追加作業の取扱いについても価格表に定めることとしている。

- 受注者が取引価格を協議する際、あらかじめ発注者に付随作業の有無、内容等を確認した上で、必要な経費を含めた形で価格提示をしている。

【あらかじめ有償となるサービス等を明確化している例】

- 受注者が、設計関連図面など作成にコストを要するものの提供は、別途費用が発生することを見積書に記載し、発注者の合意を得た上で取引価格を決定している。

13. 納品後のクレーム対応

(1) 問題となり得る事例

- 受注者が、受注製品を納品後、発注者より、施主からのクレーム対応への同行を求められ、従業員1名を派遣したが、発注者から、派遣に係る経費の支払はなかった。
- 受注者が、受注製品の納品から2か月後に、発注者から当該製品を使用する際のカビ発生を理由として、製品の追加補充を求められた。(納品時にはカビの発生は見られなかった。)

(2) 関連法規の留意点

受注者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、納品した製品について、納品後の劣化等を理由に代わりの商品が無償で提供させることや、発注者の顧客からのクレーム対応として、受注者の従業員の派遣を無償で求める行為は、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当する。

また、受注者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注者が受注者に対して費用を負担せずに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しをさせたりすることは、同条第2項第3号の「不当な給付内容の変更・やり直し」に該当するおそれがある。

なお、発注者が受入検品を省略した場合、納入品は全て合格品と判断したものと見做される。この場合に、当該商品を受注者に引き取らせることは、取適法第5条第1項第4号の「返品」に該当する。

さらに、独占禁止法第2条第9項第5号の「優越的地位の濫用」における「その他経済上の利益の提供の要請」や「やり直しの要請」、「従業員等の派遣の要請」に該当するおそれがあり、取適法の対象取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引の在り方

受注者に対し、納品後に、労働力等の提供を要請する際には、受注者への要請内容と利益との関係を、合理的根拠に基づき明確にした上で、受注者の同意を得ることが必要である。また、受注者に対し、クレーム対応として、予備の商品の提供を求める場合は、発注者が買い取る必要がある。

受注者の責めに帰すべき理由がない場合、発注者は一方的な理由でやり直しや返品等を要求してはならない。納入した製品の保管方法等については、あらかじめ書面等により明示しておくべきである。

なお、納品時の受入検査で不適合の問題が指摘されなかった商品で、当該不適合が、直ちに発見できないものであった場合には、発注者は、受領後 6 か月以内に限り返品することができる。

(4) 望ましい取引実例

【納品時の不良品の取扱いを明確化した例】

- 受注者は、発注者が納品物を受領した後に見つかった不良品は返品できないことを、あらかじめ双方で確認の上、取引を行っている。
- 受注品の引渡し時に、発注者が不具合の有無を確認するとともに、確認者の氏名を納品伝票に記入することにより、責任の所在を明確化している。

【予備の商品の提供の買取りについて合意した例】

- 納品後に不具合が発覚し、施工に当たり予備の製品が必要となった場合は、発注者が当該製品を有償で買い取ることを双方で合意した。

■ その他

14. その他留意すべき事項

(1) 製造委託等取引の該当性について（流通業者が介在する取引）

供給者と需要者の間（素材生産事業者と木材加工事業者の間、木材加工事業者とプレカット事業者の間又はプレカット事業者と住宅生産事業者の間など）に木材市売市場や木材販売事業者等（以下「流通業者」という。）が介在する取引については、流通業者の関与の仕方により、流通業者が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合があることから、流通業者の関与に関して留意する必要がある。

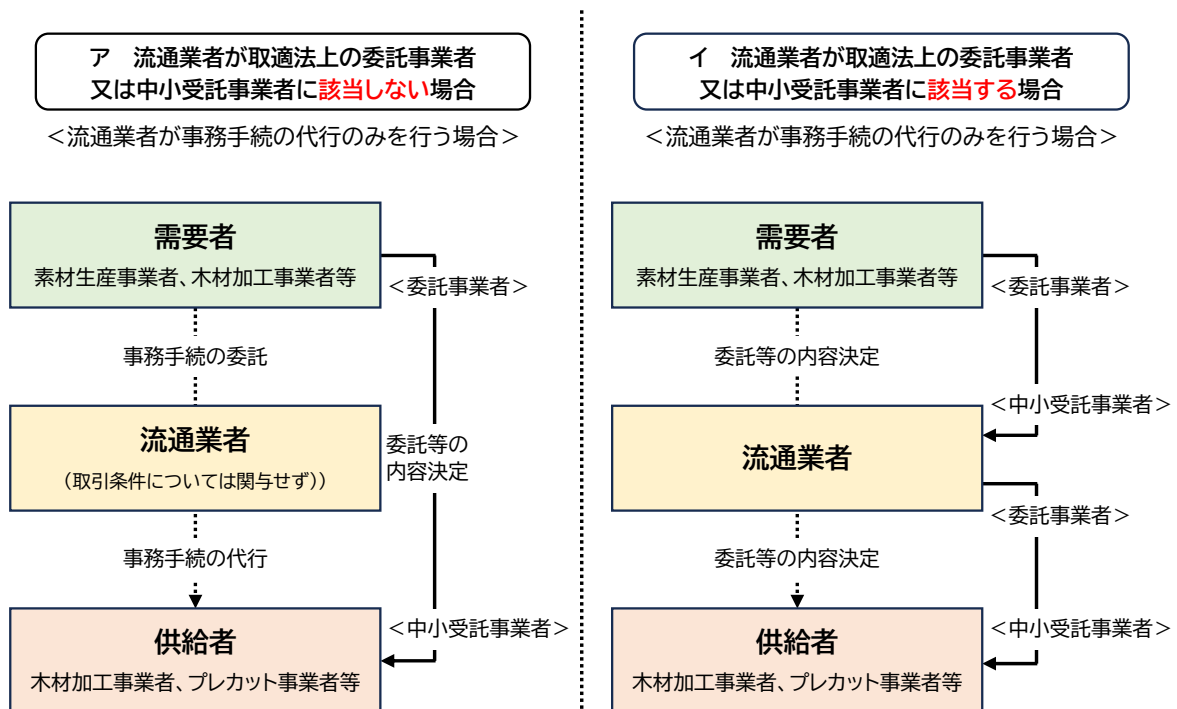
ア 流通業者が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当しない場合

流通業者が同法の資本金区分又は従業員基準を満たす供給者と需要者の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、製造委託等代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続きの代行（注文書の取次ぎ、製造委託等代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その流通業者は同法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、需要者が委託事業者、供給者が中小受託事業者となる。したがって、委託事業者は流通業者と供給者との間の取引内容を確認し、同法上の問題が生じないよう流通業者を指導する必要がある。

イ 流通業者が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合

流通業者が製造委託等の内容に関与している場合には、需要者が流通業者に対して製造委託等をしていることとなり、需要者と流通業者の間で本法の資本金区分又は従業員基準を満たす場合には、流通業者が中小受託事業者となる。また、流通業者と供給者の間で本法の資本金区分又は従業員基準を満たす場合には、当該取引において流通業者が委託事業者となり、供給者が中小受託事業者となる。

図3 流通業者が介在する取引



（2）支払方法について

受託中小企業振興法の適用対象となる取引を行う場合には、受託代金の支払は現金によることが原則である。加えて、受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく「振興基準」（以下単に「振興基準」という。）では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。

また、取適法の適用対象となる取引では、手形による支払及び支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段が禁止されるため、それら以外の方法とすることが必要である。

さらに、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、受託中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払化等）などを進めることが望ましい。

（3）営業秘密の取扱について

不正競争防止法は、事業者の保有する技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、併せて刑事罰の対象としている。

発注者においては、営業秘密の管理・取扱いに関する理解を深め、受注者の営業秘密の取扱いに関して、受注者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

(4) 契約条件の明確化と書面交付について

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、運送費や保管費等の付随費用、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法などの契約条件について、書面等による明示、交付を徹底する必要がある。(振興基準第2の2)

(5) 事業継続に向けた取組について

委託事業者は、中小受託事業者の事業承継の意向や状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど、事業継続に向けた積極的な役割を果たすものとする。具体的には、中小受託事業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うことが望ましい。(振興基準第6の3)

(6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- ① 委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払など、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する必要がある。
- ② 委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担する必要がある。
- ③ 大企業・委託事業者による働き方改革の中小受託事業者へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為を始め、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないよう留意する必要がある。

[委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せや不利益となる事例]

- ・ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ・ 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- ・ 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ・ 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
- ・ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ・ 納期や工期の過度な特定時期への集中
(振興基準第4の7)

(7) 自然現象による災害等への対応に係る留意点

① 自然現象による災害等への備えに係る留意点

委託事業者と中小受託事業者は、自然災害による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）を実施することが望ましい。

② 天災等が発生した場合に係る留意点

ア 中小受託事業者が留意する事項

- ・ 天災等、委託事業者、中小受託事業者双方の責めに帰すことができないものにより、被害が生じた場合には、中小受託事業者は、その事実の発生後、速やかに委託事業者に通知するよう努めること。

イ 委託事業者が留意する事項

- ・ 天災等による中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意すること。
- ・ 天災等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(振興基準第6の2)

第3章 望ましい取引形態の確立に向けた取組

1. 望ましい取引形態の確立に向けた基本的な考え方

第1章で述べたとおり、木材の流通は多段階構造となっていることから、望ましい取引形態の確立に向けては、業界団体も含む関連産業全体で、価格転嫁や取引適正化の必要性について理解を深め、取組を進めていくことが重要である。

(1) 事業者の取組

各事業者は、流通の段階に応じて、自らが発注者、受注者どちらの立場も担うことや、各取引は直接の取引先のみならず、サプライチェーンのさらに上流や下流にも影響を及ぼしうるものであり、ひいてはサプライチェーンの最上流まで波及し、再生林の確保や持続的な木材供給、森林の公益的機能にまで影響を及ぼす可能性があることを認識する必要がある。これらへの影響は、最終的には、発注者自身の事業の持続性にも影響を及ぼすものである。

このことを踏まえ、発注者においては、受注者に求める商品の品質や性能等の要件を具体的に示すとともに、根拠を示さない値引きや、値上げを伴わずに要件以上の品質・性能等の要求を行わないようにすることが重要である。とりわけ、木材は自然物であり、外観に個体差が生じる特性があることを改めて認識し、見た目を理由とした不当な要求を行わないよう留意が必要である。

受注者においては、積極的に価格交渉を行うことが重要である。しかし、第1章でアンケート調査の結果を示したとおり、価格交渉の実施状況は十分とはいえない現状を考慮すると、まずは発注者との交渉という手段があることを理解した上で、発注者に対して交渉を申し入れることが望ましい。また、発注者からの過度な要求に対しては、伐採後の再生林費用も含めた生産コスト等に比して、著しく低い価格での販売等を行うのではなく、自らの事業の持続性と、我が国の森林資源の持続性にもつながることを意識し、採算ラインを踏まえた受注を行うことが重要である。

これらの考え方を基本としつつ、各事業者は、発注者及び受注者として、本章の2及び3に示す事項に取り組むことが重要である。

(2) 業界団体の取組

業界団体においては、事業者間の個々の取引の適正化を促すとともに、受託中小企業振興法に基づく振興基準及び本ガイドラインに基づく活動内容等を踏まえた「自主行動計画」を策定し、当該計画の遵守を推進していくことが重要である。

2. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要

本ガイドラインを各事業者が理解し、実践することにより、取引改善効果が生まれ、取引慣行の是正につながる。しかし、各種取引条件は発注側と受注側のパワーバランス上、主に発注側の意向を反映するケースが多いため、発注側が率先して本ガイドラインに留意した取引を行わなければ、法令を遵守した取引慣行へ是正されない傾向にある。すなわち、発注側が法令を遵守した取引ルールを受け入れなければ、受注側が取引改善に向けた努力をしたとしても、取引慣行の是正は難しい。発注側においてまず自ら進んで法令を遵守した取引ルールに改善する率先垂範の姿勢が特に必要である。

今般の法改正により、取適法に「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」が追加されたことも踏まえると、例えば、受注者からの価格交渉の申入れに応じる、自ら定期的に価格交渉の場を設けるといった対応は、いっそう重要性を増しているといえる。

また、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から宣言する「パートナーシップ構築宣言」が設立された（「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月））。取引先との共存共栄を目指すため、発注者は、パートナーシップ構築宣言について、以下のとおり実施と浸透に努めていくことが重要である。

- ・ 発注者は、全国中小企業振興機関協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。
- ・ パートナーシップ構築宣言を行った発注者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、中小受託事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努める。

3. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用

受注側の立場では、まずは、本ガイドラインを読み込むことによって、どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか、法令を遵守した適正な取引のルールを十分に理解した上で、不適正な発注側からの要求に対しては毅然とした態度で臨むことが取引慣行の改善のための第一歩である。

例えば、為替変動の影響等に伴う原材料・エネルギーコストの上昇分の転嫁に応じない取引先には、原価データ等の客観的な書面を準備し、継続的に話合いの場を持つように働きかけるといった取組が考えられる。

こうした取組を少しずつ着実に積み重ねていくことで、発注側の意識喚起を促し、取引改善への効果を生み出していくことが重要である。

4. ガイドラインの活用パターン

本ガイドラインの一般的な活用パターンは下記のとおりである。

- (1) 本ガイドラインを読むことで、取引のルールを理解すること。
- (2) 本ガイドラインにおける「問題となり得る事例」と「関連法規の留意点」を参考に、自社における取引に問題がないか見直しを行うこと。
- (3) 本ガイドラインにおける「望ましい（求められる）取引の在り方」を参考に、自社における取引の改善可能性、取引先と協力した取引の改善可能性について検討し、実施できるところから、着実に改善への取組を行う。
- (4) 「望ましい取引実例」を参考に、自社における事業特性と業務特性を踏まえ、実施可能な改善への取組を検討し、実践すること。
- (5) 法律の解釈について疑問があれば、「取引かけこみ寺（令和8年1月1日より、「下請かけこみ寺」から名称変更）」へ相談すること（匿名でも相談できるため、疑問があれば積極的に活用することが望まれる）。
- (6) 取引先が十分な協議に応じてくれない場合や取引条件の改善に応じてくれない場合など、問題が解決されない場合には、「取引かけこみ寺」を活用すること。
- (7) 「取引かけこみ寺」に相談したが、取引が改善されなかった場合は、農林水産省のほか中小企業庁や公正取引委員会に相談すること。

※ 〈取引かけこみ寺相談窓口〉 フリーダイヤル：0120－418－618

〈その他相談窓口〉

【独占禁止法の優越的地位の濫用規制、取適法に関すること】

・公正取引委員会（事務総局取引部企業取引課） 直通：03－3581－3375

【受託中小企業振興法、振興基準に関すること】

・中小企業庁（事業環境部取引課） 直通：03－3501－1669

【本適正取引推進ガイドラインに関すること】

・林野庁（林政部木材産業課） 直通：03－6744－2290

5. その他

第1章で述べたとおり、本ガイドラインは、独占禁止法の優越的地位の濫用及び取適法の考え方に基づいて作成している。

独占禁止法では、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的として、私的独占、不当な取引制限及び優越的地位の濫用を含む不公正な取引方法等が禁止されている。

独占禁止法における主な禁止事項

① 私的独占の禁止

事業者が単独であるいは他の事業者と結合するなどして、他の事業者の事業活動を排除したり、支配したりすることにより、市場における競争を実質的に制限することをいい、独占禁止法上禁止されている。一方で、品質の優れた安い商品を生供給する企業が、競争によって結果的に市場を独占するようになった場合には、私的独占とはいえず、違法とはならない。

② 不当な取引制限

事業者又は事業者団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」（不当な取引制限）として禁止されている。これは、紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申合せが行われたかにかかわらない。

また、国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう「入札談合」も不当な取引制限のひとつとして禁止されている。

③ 不公正な取引方法の禁止

不公正な取引方法は、独占禁止法第2条第9項第1号から第5号までに定められた行為のほか、同項第6号イからへまでに定められた種類のいずれかに該当する行為であって、「公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。」と規定されており、行為の内容から大きく3つのグループに分けることができる。

第1は、自由な競争が制限されるおそれがあるような行為で、取引拒絶、差別価格、不当廉売、再販売価格拘束など。

第2は、競争手段そのものが公正とはいえないもので、ぎまんの方法や不当な利益による顧客誘引など。

第3は、自由な競争の基盤を侵害するおそれがあるような行為で、大企業
がその優越した地位を利用して、取引の相手方に無理な要求を押し付ける行
為で、本ガイドラインで述べてきた「優越的地位の濫用」がこれに当たる。

これらの中には、再販売価格拘束のように不公正な取引方法であることが
行為自体から明白なものもあるが、多くは行為の形態から直ちに違法となる
のではなく、それが不当な場合（公正な競争を阻害するおそれがあるとき）
に違法となる。

参考資料

(1) 取引かけこみ寺事業について

平成 20 年度以降、中小企業庁の委託事業（委託先：（公財）全国中小企業取引振興機関協会）として、「取引かけこみ寺」が 47 都道府県に設置され、中小企業者の取引上のトラブルの相談業務、紛争を調停等で解決する裁判外紛争解決手続（ADR 業務）、及びガイドラインの普及啓発業務を実施しています。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

(2) 「取適法に関する運用基準」について

令和 8 年 1 月 1 日からの下請法の改正を受けて、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」についても改正し、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」として公表されています。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001_toritekil-4.pdf

(3) 中小受託取引適正化法テキスト

取適法で定める委託事業者の禁止事項を防止することを目的として、取適法について実際の違反や勧告等の事例も交えながら解説した、実務的に活用することができるテキストを作成しています。

※公正取引委員会HPにおいて令和 7 年内に公表予定

(4) 受託中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく「振興基準」

経済の好循環を実現するためには、受託中小企業の取引条件を改善していくことが重要との観点から、受託中小企業振興法に基づく振興基準への反映を行っています。

受託中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく「振興基準」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

(5) 「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」(概要及びベストプラクティス)

委託事業者と中小受託事業者の間の望ましい企業間取引を推進するため、業種ごとにガイドラインを策定していますが、各業種別ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項としてベストプラクティス集を作成しています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/140619shitaue.pdf>

(6) 価格転嫁・価格交渉の状況や取引の実態把握のための、林業・木材産業事業者等に対するアンケート調査結果

① 木材取引の現状と再生林の確保に向けた取組について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/ryutsu/attach/pdf/kyougikai-509.pdf>

② 価格転嫁・取引適正化に関する実態調査 調査結果

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/ryutsu/attach/pdf/kyougikai-554.pdf>